

勧誘で紹介料入る会員組織

消費都ラガを斬る

≫13

マルチ商法 上層部に利益



剛正 塩田 剛士 弁護士

先日、知人から勧められて二十万円の化粧品セットを購入しました。その知人に「あなたも会員になって、この化粧品を売り合いに売ったら一人三万円の紹介料が入るよ。紹介した人が会員を勧誘したらその分のマージンも入るから、一カ月に十万円以上の小遣いが稼げるよ」と言われま

した。夫に相談すると「それはマルチ商法じゃないのか」と言われま

は商品やサービスのやりとりはあく、金銭の分配のみを目的としていま

また、連鎖販売取引

マルチ商法やネットワ... クビジネスには、さまざまシステムがありま... すが、法律で一律に禁止... されているわけではあり... ません。ただし、「連鎖販... 売取引」として、特定商... 取引法により勧誘方法や... 宣伝方法は厳しく規制さ... れています。取引時に書... 面の交付が義務づけら... れ、虚偽の告知や威迫行... 為、誇大広告などをして... はならないことになっ... ば、たくさん売ろうと仕... 入れた商品が売れ残るな... 入った商品が売れ残るな

ど、加入者が最終的に経済的な損失を被ってしま... う点にあります。「もう... かる」といって勧誘され... ても、もうかるのは組織... の上層部だけで、後発の... さい。(塩田剛士)



島根県弁護士会 ☎0852・21・3225
(対応時間は平日9-12時、13-17時)